

ポストBrexitの英国と 日本企業の事業機会 攻めと守りの産業戦略と パートナー拡大を目指す英国

谷口麻由子／辻村 翔

Brexitによる欧州における 英国の位置づけや経済の 行方・法制度分断の影響

日本企業は戦後から英国へ進出しているが、歴史を見ると、ロンドンに銀行や保険会社が支店や事務所を設置するなど金融分野からスタートし、その後、製造業による販売拠点の設置が進んだ。

1970年代以降、国際化の流れや円高の後押しもあり、輸出ではなく現地の生産企業も増加し、現地法人を開設する企業も増えた。英国が当時の欧州委員会（European Commission：EC）に加盟すると、英国を生産拠点やハブとし欧州への販売網を拡大する企業が増えた。ECの市場統合や欧州連合（European Union：EU）の単一市場形成前にマーケットに参入し、欧州との良好な関係を構築することも視野に入れた進出といえる。

ところで、英国は2020年にEUから離脱した。このことは「British」と「exit」を合わせた造語であるBrexitといわれているが、Brexit後の欧州における英国の立ち位置や経済面の変化はどのくらいあったのだろうか。EU単一市場からの離脱やEU法など各種法令が分断されることにより、英国でのビジネスはEUとは異なる法令順守・基準となり複雑となった。

また、貿易では、2021年に合意されたThe EU-UK Trade and Cooperation Agreementにおいて関税ゼロ・輸入割り当てなしという画期的な自由貿易協定（Free Trade Agreement：FTA）の条件はあるものの、税関申告や検疫などの通関手続きが別途発生している。そのため、英国を拠点に欧州にアプローチしている日本企業にとって、Brexit後は、コスト増やリードタイムの長期化などが発生するため、サプライチェーンの

見直しが必要になると考えられてきた。

さらに、金融の単一パスポート制度と一般データ保護規制（GDPR）に関しては、Brexitにより金融サービスの提供や個人情報の越境移転の観点から、従前どおりのビジネスが難しくなり、金融ハブとしてのロンドンの位置づけが危機的になるのではないかという見方もあった。実際、アムステルダムがロンドンに代わる次なる欧州におけるハブとして注目され、ロンドン証券取引所の一部業務が移転するなどの動きが見られた。

そのため、英国政府は、金融のグローバルハブとしてのロンドンの役割維持を目的とし、金融分野でFinTechに対する投資を優遇するなど、支援策を強化した。この政策が功を奏し、欧州におけるFinTechのユニコーン企業のうち半数弱を英国企業が占めるようになり、EUから英国へ拠点を設立

するケースも発生するなど、英国の存在感は維持されている。

人の移動の自由度がなくなることも英国経済への影響が大きく、欧州から英国に出稼ぎに来る労働者の確保が難しくなることから、英国国内の産業の収益に与える影響も懸念された。実際、英国では賃金が上昇し、失業率は低下したが、人手不足および労働供給と労働コストが課題となってい

る。このため、短期滞在や若者が相互に移動し、交換留学やボランティアなどがスムーズにできるような環境整備は協議されている。

英国の産業政策： マーケットへの 進出ポテンシャル

1 グリーン産業革命

2020年に英国のボリス・ジョ

ンソン首相（当時）が、2050年までに温室効果ガス実質ゼロを目指す10項目の計画である「グリーン産業革命」を発表した（表1）。Brexit後の英国の競争力や生産性向上により、国力を強化することを目的に策定された産業戦略である。

グリーン産業革命には、洋上風力発電、水素、次世代原子力などのクリーンエネルギー、電気自動

表1 グリーン産業革命の10項目

戦略分野	概要	投資規模（ポンド）	雇用創出
洋上風力	2030年までに40GWの洋上風力発電の導入（うち1GWは浮体式洋上風力発電）		最大60,000人
クリーン水素	2030年までに5GWの低炭素水素生産能力を開発		最大8,000人
原子力発電	小型モジュール炉（SMR）に最大2億1,500万ポンドを投資。先端的モジュール炉（AMR）の研究開発に1億7,000万ポンドを投資	2億1,500万 + 1億7,000万	10,000人
電気自動車	2030年にガソリン・ディーゼル車の新車販売終了、充電設備に130億ポンドを投資	130億	2030年までに 40,000人
公共交通機関、サイクリング、ウォーキング	バス、サイクリング、ウォーキングに50億ポンドを投資。2021年に4,000台のゼロエミッションバスに1億2,000万ポンドを投資。2025年までに最大3,000人を雇用	50億+ 1億2,000万	2025年までに 最大3,000人
ゼロエミッション航空輸送とより環境にやさしい海上輸送	ゼロエミッション航空輸送のクリーン技術の開発に1,500万ポンドを投資。クリーンな海運技術開発に2,000万ポンドを投資	1,500万+2,000万	
住宅と公共施設	エネルギー効率向上に10億ポンドを投資。2028年までに年間60万台のヒートポンプを設置	10億	2030年までに 50,000人
炭素の回収、使用、貯蔵（CCUS）	2025年までに最大10億ポンドを投資、CCUSを2カ所に設置。2030年までに4カ所に拡大。年間最大1,000万トンのCO ₂ を回収	最大10億	50,000人
自然環境の保護	グリーンリカバリーチャレンジファンドに4,000万ポンドを投資。洪水と沿岸対策に6年で520億ポンドを投資	4,000万+520億	
イノベーションとファイナンス	ネットゼロのイノベーションポートフォリオに10億ポンドを投資。ロンドンをグリーンファイナンスのグローバルセンターにする	10億	

出所）英国政府資料、独立行政法人日本貿易振興機構資料を基に作成

車（EV）への移行、住宅のエネルギー効率改善、CO₂回収・貯蔵技術、自然環境の回復、革新的技術への投資などが包括的に盛り込まれており、これらの取り組みを通じて最大25万人の雇用創出を掲げている。

日本では「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定した。グリーン成長戦略では、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される14の重要分野が設定されている。風力発電、水素・アンモニア、CO₂回収・貯蔵技術であるCCSやCCUSも注力分野として推し進められている。国土面積の小さい日本では立地も限られており、規模を拡大するうえでも海外展開が必要である。風力発電の開発・運営など、英国のグリーン産業革命の注力分野と合致する分野も多く、海外展開の候補としても有望である。

一方で、英国内のみでグローバルにおけるグリーンを先導することの難易度も認識されている。たとえば、Brexit後も、主にサステナビリティの課題解決に向けて、共同で研究開発を行うプログラムとなる「Horizon Europe」には、継続的に参画し続けることを、英国がEUの予算に貢献することを条件にEUと合意している。また、2025年5月に開催されたEU—英国の首脳会談にて、現状分断され

ている排出権取引制度を連携させ、相互の排出権を認める方針で協議が進んでいる。

2 外国企業誘致政策

また、英国は、対内直接投資が減少傾向にある中、2020年11月にOffice for Investment（投資局）を新設、2025年6月に刷新し、外国企業誘致の促進・強化を図っている。

政府としては、英国にとって特に価値の高い投資となる、温室効果ガス準排出ゼロの達成、持続的なインフラ整備、先端的な研究開発の推進を優先するとしている。その一方で、影響を強める中国を意識し、先端素材や先端技術など、安全保障上強化する分野を設定するとともに、外資による買収の規制も強化している。

外資のみを対象とした禁止業種はないが、英国政府は外国企業や投資家による英国企業に対する合併・買収に対する監視を強めており、2020年6月の「2002年企

業法改正」により、政府が合併・買収案件を調査・介入できるようになった。さらに2022年1月4日に施行された「2021年国家安全保障・投資法」により、国家安全保障にかかわる17分野における外国企業による合併・買収については、政府への届け出が義務づけられている。このほか、外資に限らず、特定分野の事業に関して政府の許認可や登録が必要なものがある。

通知義務がある17分野は表2のとおりである。

従前より、英国は外国企業の誘致に積極的であり、Brexit後も外国企業の誘致には積極的で、優遇策なども引き続き提供されている。2025年6月19日に英国政府は、「UK Infrastructure: A 10 Year Strategy」を発表し、今後10年間で7250億ポンド（約142兆円、1ポンド＝約196円）を投じることを掲げている。その中には、投資誘致や国内サプライチェーンの強化も対象に盛り込まれている。

表2 「2021年国家安全保障・投資法」により通知義務のある17分野

<ul style="list-style-type: none"> ・先端素材 ・先進ロボット工学 ・人工知能 ・民生用原子力 ・通信 ・コンピュータハードウェア ・政府への重要なサプライヤー ・危機管理に関する重要なサプライヤー ・暗号認証 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ・インフラストラクチャー ・防衛 ・エネルギー ・生物工学 ・軍民併用技術 ・量子技術 ・衛星・宇宙技術 ・輸送
---	---

出所) 英国政府資料、独立行政法人日本貿易振興機構資料を基に作成

英国の 通商関係の拡大と 第三国連携への期待

上記以外のBrexit後の英国における主な動きとして、通商関係の拡大・強化が挙げられる。

1 CPTPPを通じた連携

英国政府は、EUのFTAを継承するとともに、環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）への参加により、通商関係を拡大・強化しており、2024年12月15日にCPTPPに正式に加入した。

CPTPPは、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、メキシコ、チリ、ペルー、カナダ、日本、英国の12カ国が加入しており、人口規模は約6億人、GDPでは約15兆ドル（世界全体の15%程度を占めている）の市場を形成している。

米国がTPP協定からの離脱を宣言した後、残った参加国が新たに協定を締結して発効したものがCPTPPもしくはTPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）とも呼ばれている。英国の加入により、金融サービス、製造業、食品・飲料部門の経済成長を促進することが期待されている。

英国と日本との間には2国間の経済連携協定（EPA）が発効

しているが、昨今では、CPTPPによってコメやコメ加工品の関税撤廃も注目されている。日本食ブームの影響でコメの輸入量が増加している英国に対して、日本産米やパックご飯の輸出拡大やコメの高付加価値取引のチャンスであるが、昨今の日本国内のコメ不足が解消もしくは輸出の強化策が取られれば、事業機会になると期待される。

CPTPPの関税撤廃や優遇により、日本は英国向けの自動車部品や化学品などの輸出拡大に加え、英国と連携したCPTPP域内の新規市場へのアクセスが期待される。

また、英国から日本が輸出する際の特恵税率適用のための原産地規則に関しても、積送基準の観点からCPTPPのメリットがある。原産地規制として貨物が輸出国から輸入国へ直送されている必要があり、日英EPAでは、輸送途中に第三国を経由して貨物に加工などをすると、直送条件を満たさず特恵税率が適用されない。一方、CPTPPでは、加盟国内の全域をCPTPP原産と見なすことができるため、域内の第三国で加工が行われたとしても特恵税率が適用される。CPTPP域内での貿易にかかわる日本企業にとって、コスト削減につながり、ビジネス機会が拡大すると考えられる。

2 経済大国との関係構築と 通商戦略

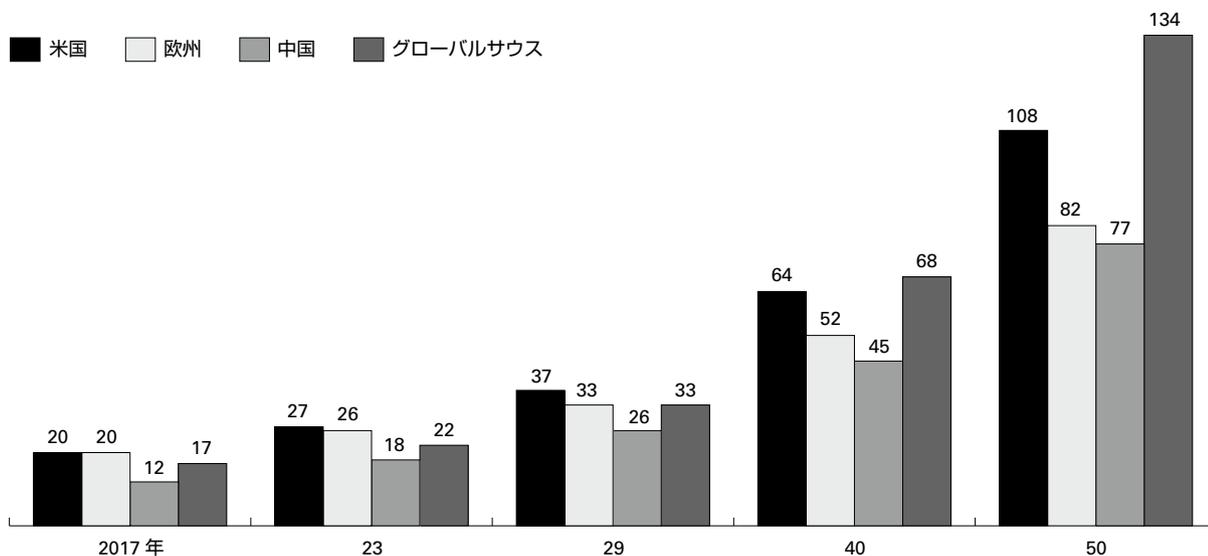
米国の第2次トランプ政権では、国内産業の保護や貿易赤字の是正を目的とした貿易政策の一環であるトランプ関税が話題となったが、英国は、2025年5月8日に世界で最も早く関税合意を実現させた。調整項目が少なく、合意が他国よりも早く実現したという見方もあるが、英国の対米政策の視点から、前バイデン政権と異なりBrexitにポジティブな反応を示したトランプ政権との通商面での戦略が合致したとの考え方もある。

他方、英国はBrexit後に、対米政策、対中政策だけでなく、インドや湾岸諸国などとの通商関係も強化している。EUとインド太平洋地域の両方を重視した戦略を取り、トランプ関税の合意が発表される2日前の2025年5月6日に、インドとの間でのFTAの合意を発表した。トランプ関税対策の一環とも考えられるが、インドにとってもメリットは大きく、99%の品目の関税引き下げにより、中国以外の大きなマーケットとの取引が期待されている。

3 第三国連携による インフラ開発などの 事業機会

日本でもインド太平洋地域は、戦略的な地域として取り組みを強化している。

図1 主要国・地域の名目GDPの推移と予測



※ 単位は兆米ドル

※ 2023年まではIMF実績値、2024～2029年はIMF推計値、2030年以降はIMFおよびWorld Bankの人口データを用いて推計
出所) IMF, "World Economic Outlook"2022年4月版、World Bank Group, "Population estimates and projections"より作成

「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」戦略として日本政府が進めている戦略に加え、「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」を発表した。

FOIPは、東南アジアやインド太平洋地域を中心に展開してきたが、インド洋とアフリカ地域の連携に焦点が拡大し、グローバルサウス諸国との実質的な結びつきが強化されたので、日本企業が成長するための海外地域の獲得も視野に入れながら、強化地域が拡大されつつあると思われる。インドを含むグローバルサウスの経済規模はすでに中国を上回っており、2040年までには米国の名目GDPを超える見込みである(図1)。このように、グローバルサウスは経

済的にも政治的にも無視できない存在となることから、グローバルサウスとどのように関係構築すべきか、各国の重大な検討事項となっている^{文献}。

ここでは、この新たなマーケットとしてのグローバルサウスに対する日英連携によるアプローチの可能性と、そのメリットについて考察したい。

英国は、英国を旧宗主国としていたアフリカ諸国や欧州などの地域では、日本よりも関係の深い国が多い。一方、日本のトラックレコードの厚い東南アジアなどのアジア諸国に関しては、日本企業に対して地場企業の紹介や現地情報を求める英国企業も多い。

日本企業は、地場企業や現地の

慣習、規制などを熟知しているが、欧州の新興国やアフリカなどに関してはまさにこれからであり、英国企業と連携することで、関連する企業や規制などに関する情報を紹介してもらえるメリットがある。このように日英企業による連携は、新たな海外でのマーケット開拓・獲得において双方にニーズとメリットがある。

特に、EPC案件(設計〈Engineering〉、調達〈Procurement〉、建設〈Construction〉を含んだ建設工事の請負契約案件)などでは、日本の建設業界と英国のエンジニアリング会社、さらには地場の建設会社などが役割分担をするWin-Winな連携が想定される。

たとえばEPC案件の中でも、英

国企業は計画・案件形成やO&Mに定評があるが、設計・調達・建設の分野に強みのある日本企業と組むことにより、双方の強みを発揮した案件組成が可能となる。さらに、日英の協調融資のファイナンススキームによってリスクを共有し合うプロジェクトが組成できれば、単独では実施できなかった地域への進出など案件の開拓も可能となろう。

他方、グリーンディールの資本市場は欧州が最も発達しており、環境関連の投資家も多い。英国と連携し、双方の国家が重要分野と

している資源・エネルギーインフラや再生可能エネルギー事業などの開発において、英国投資家へのアクセスが容易になることも期待される。日本企業がアジアでインフラ整備する際にも、上記のような英国企業とファイナンス面で連携できれば、アジアの金融商品を欧州ファンドに組み入れることもできるであろう。

以上のように、今後は、日本企業と英国企業とが組んだ形での第三国へのアプローチや、新たなマーケットやビジネスを開拓する機会も増えるのではないだろうか。

参考文献

野村総合研究所 用語解説「グローバルサウス」

https://www.nri.com/jp/knowledge/glossary/global_south.html

谷口麻由子（たにぐちまゆこ）

野村総合研究所（NRI）コンサルティング事業開発部 シニア研究員

辻村 翔（つじむらしょう）

ノムラ・リサーチ・インスティテュート・ヨーロッパ Consulting部門 Head of Consulting